二　次のいずれかに該当するものであること。

イ～ニ　［略］

ホ　中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者及び組合等」という。）が同法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合又は会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社（以下「承認合併会社」と総称する。）又は当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社（以下「承認出資会社」と総称する。）が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために共同して行う事業を行うものであること。

ヘ・ト　［略］

三　［略］

２・３　［略］

（総合特別区域法第二条第三項第五号イの経済産業省令で定める基準）

第二条　法第二条第三項第五号イの経済産業省令で定める事業の基準は、中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業に関する事業計画（以下この条において単に「事業計画」という。）であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　［略］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ～ニ　［略］

ホ　中小企業等経営強化法第八条第一項の承認を受けた中小企業者及び組合等（以下「承認中小企業者及び組合等」という。）が同法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合又は会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、当該合併後存続する会社若しくは当該合併により設立した会社（以下「承認合併会社」と総称する。）又は当該出資を受けた会社若しくは当該出資に基づいて設立された会社（以下「承認出資会社」と総称する。）が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために共同して行う事業を行うものであること。

ヘ・ト　［略］

三　［略］

２・３　［略］

（総合特別区域法第二条第三項第五号イの経済産業省令で定める基準）

第二条　法第二条第三項第五号イの経済産業省令で定める事業の基準は、中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業に関する事業計画（以下この条において単に「事業計画」という。）であってその内容が次に掲げる要件に適合しているものに基づいて実施する事業であることとする。

一　［略］

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ～ニ　［略］

ホ　承認中小企業者及び組合等が中小企業等経営強化法第十五条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合又は会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、承認合併会社又は承認出資会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために共同して行う事業であること。

ヘ・ト　［略］

三　［略］

２・３　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

二　次のいずれかに該当するものであること。

イ～ニ　［略］

ホ　承認中小企業者及び組合等が中小企業等経営強化法第九条第二項に規定する承認経営革新計画に従って会社である他の承認中小企業者及び組合等と合併する場合又は会社である他の承認中小企業者及び組合等に対して出資し、若しくは他の承認中小企業者及び組合等とともに出資して会社を設立する場合において、承認合併会社又は承認出資会社が、当該承認経営革新計画に従って経営の相当部分の向上を円滑かつ適切に実施するために共同して行う事業であること。

ヘ・ト　［略］

三　［略］

２・３　［略］

附　則

この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月十六日）から施行する。

○経済産業省令第二十二号

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十一号）の施行に伴い、中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十二日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令

中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公害防止に要する費用） **第八条**　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二	（公害防止に要する費用） **第八条**　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二